

令和4年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件（追加）

〈条例〉

- 1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

〈契約〉

- 1 旧すみだ環境ふれあい館等複合施設解体工事請負契約

令和4年度墨田区議会定例会 1 1 月議会提出予定案件概要（追加）

〈条例〉

1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の期末手当の支給月数を次のとおり改定するとともに、所要の改正をする。

	現 行	令和4年度（案）	令和5年度以降（案）
年間支給月数	3. 5 6	3. 6 4 (+0.08)	3. 6 4 (+0.08)
6 月	1. 655	1. 655(——)	1. 820(+0.165)
1 2 月	1. 655	1. 735(+0.08)	1. 820(+0.165)
3 月	0. 250	0. 250(——)	廃止

(2) 施行期日

ア 本年1 2月分の期末手当の引上げ 公布の日

イ 3月期末手当の廃止及び令和5年度の期末手当の改定 令和5年4月1日

2 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

	現 行	令和4年度（案）	令和5年度以降（案）
年間支給月数	3. 5 6	3. 6 4 (+0.08)	3. 6 4 (+0.08)
6 月	1. 655	1. 655(——)	1. 820(+0.165)
1 2 月	1. 655	1. 735(+0.08)	1. 820(+0.165)
3 月	0. 250	0. 250(——)	廃止

(2) 施行期日

ア 本年1 2月分の期末手当の引上げ 公布の日

イ 3月期末手当の廃止及び令和5年度の期末手当の改定 令和5年4月1日

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

4 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

	現 行	令和4年度(案)	令和5年度以降(案)
年間支給月数	2.4	2.4(——)	2.4(——)
6月	1.05	1.05(——)	1.20(+0.15)
12月	1.10	1.10(——)	1.20(+0.10)
3月	0.25	0.25(——)	廃止

(2) 施行期日

令和5年4月1日

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、フルタイム会計年度任用職員等に支給する退職手当の支給要件を一部緩和するほか、所要の改正をする。

(2) 施行期日

公布の日(一部の改正については、令和5年4月1日)

6 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、幼稚園教育職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

〈契約〉

1 旧すみだ環境ふれあい館等複合施設解体工事請負契約

(1) 位 置 墨田区文花一丁目3番7号

(2) 契約の方法 一般競争入札

(3) 契約金額 2億5,443万円
(予定価格4億1,050万8,670円)

(4) 契約の相手方 三和解体工業株式会社

(5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年9月30日まで

(6) 支出科目等 令和4年度 墨田区一般会計 資源環境費 環境保全費 環境保全総務費 工事請負費
令和5年度 債務負担行為
令和6年度 債務負担行為

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園
教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額の上上げを行う。

・ 勧告の内訳

給与の改定額・・・平均896円（0.24%）

給料 747円

はね返り 149円

※1 初任給については、人材確保の観点から一定の上上げを行う。

※2 初任給の上上げを踏まえ、若年層の職員の給料月額に一定の改善が及ぶよう上上げを行う。

2 諸手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げるとともに、3月期末手当を廃止する。

			年間支給月数		
			現行	令和4年度(案)	令和5年度以降(案)
再任用 職員以外 の職員	管理職員 以外の職 員	期末手当	2.40	2.40(――)	2.40(――)
		6月	1.050	1.050(――)	1.200(+0.150)
		12月	1.100	1.100(――)	1.200(+0.100)
		3月	0.250	0.250(――)	廃止
		勤勉手当	2.05	2.15(+0.10)	2.15(+0.10)
		6月	1.025	1.025(――)	1.075(+0.050)
		12月	1.025	1.125(+0.100)	1.075(+0.050)
	合計	4.45	4.55(+0.10)	4.55(+0.10)	
	管理職員	期末手当	2.00	2.00(――)	2.00(――)
		6月	0.850	0.850(――)	1.000(+0.150)
		12月	0.900	0.900(――)	1.000(+0.100)
		3月	0.250	0.250(――)	廃止
		勤勉手当	2.45	2.55(+0.10)	2.55(+0.10)
		6月	1.225	1.225(――)	1.275(+0.050)
12月		1.225	1.325(+0.100)	1.275(+0.050)	
合計	4.45	4.55(+0.10)	4.55(+0.10)		
再任用	管理職員 以外の職 員	期末手当	1.35	1.35(――)	1.35(――)
		6月	0.600	0.600(――)	0.675(+0.075)
		12月	0.650	0.650(――)	0.675(+0.025)
		3月	0.100	0.100(――)	廃止
		勤勉手当	1.00	1.05(+0.05)	1.05(+0.05)
		6月	0.500	0.500(――)	0.525(+0.025)
		12月	0.500	0.550(+0.05)	0.525(+0.025)
	合計	2.35	2.40(+0.05)	2.40(+0.05)	

職員	管理職員	期末手当	1. 1 5	1. 1 5 (——)	1. 1 5 (——)
		6月	0. 500	0. 500 (——)	0. 575 (+0. 075)
		12月	0. 550	0. 550 (——)	0. 575 (+0. 025)
		3月	0. 100	0. 100 (——)	廃止
		勤勉手当	1. 2 0	1. 2 5 (+0. 0 5)	1. 2 5 (+0. 0 5)
		6月	0. 600	0. 600 (——)	0. 625 (+0. 025)
		12月	0. 600	0. 650 (+0. 05)	0. 625 (+0. 025)
		合計	2. 3 5	2. 4 0 (+0. 0 5)	2. 4 0 (+0. 0 5)

※ 令和4年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

[参考] 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4. 4 5月 → 4. 5 5月 (+0. 1 0月)
- ・再任用職員 2. 3 5月 → 2. 4 0月 (+0. 0 5月)

3 施行期日等

(1) 給料表の改定及び本年12月分の勤勉手当の引上げ 公布の日

※ 給料表の改定は、本年4月1日から適用する。

(2) 3月期末手当の廃止及び令和5年度の期末手当及び勤勉手当の改定 令和5年4月1日